

「クイーンルージュ®」は、ぶどう品種「長果 G11」の登録商標です

ぶどう「クイーンルージュ®」の 種苗の適切な管理をお願いします。

種苗が県外や海外に流出しないよう、以下の事項を厳守してください。

- ① 苗木、剪定枝の第三者への譲渡は禁止です。
- ② 第三者による盗難や増殖を防止するため、剪定枝は適切に処分（焼却、粉碎）して下さい。
- ③ 海外を含め、県外への持出しは禁止です。
- ④ 苗木養成や高接ぎによる自家増殖は原則禁止です。

※自家増殖をする場合は、誓約書を提出した農業協同組合または長野県への事前申請と承諾が必要です。

- ⑤ 違反行為を発見した場合は、長野県か農業協同組合へ報告して下さい。
- ⑥ 長野県と直接契約された方は、苗木を購入および増殖した年には、その年次に購入した苗木本数、増殖した本数の実績報告が必要です（11月1日～30日）。

※遵守事項を守らないなど重大な違反をした場合は契約が解除されます。

ブランド化をすすめるために守っていただくこと

- ① JAの指導に従って（長野県との契約者は長野県の指導）、品質基準を遵守し、良品生産に努めてください。
- ② 果実および加工品の販売は、商標名「クイーンルージュ®」を必ず使用してください。



ぶどう「クイーンルージュ®」の栽培を希望する方は、事前に契約が必要です。

詳しくは、農業協同組合または農業試験場知的財産管理部へお問い合わせください。

問い合わせ先 長野県農業試験場 知的財産管理部

〒382-0072 長野県須坂市小河原 492 TEL 026-246-2414 FAX 026-251-2357

よくある質問

質問1 購入した苗木が余った場合、第三者に譲渡できますか？

回答:できません。

- 自分で購入した苗木であっても、他者へ譲渡することは禁止です。
- あらかじめ、必要本数を確定した上で注文・購入してください。

質問2 「クイーンルージュ®」の果実や加工品を別の名前で販売することはできますか？

回答:できません。

- ブランド化を促進するため販売名称を統一しています。果実や加工品の販売にあたっては、必ず商標「クイーンルージュ®」を使用してください。

商標の表示方法のお願い

「クイーンルージュ®」は長野県の登録商標です(登録番号第 6057876 号)

- 1 箱や包装、ラベル等に表示する場合は、登録商標であることがわかるよう商標名に®マークを付けてください。よい例:クイーンルージュ®
- 2 他の語句と連続して表示する場合は、下表の①②商標と他の語句の間にスペースを空けるか、③改行して表示してください (違う名称を商標として誤認するおそれがあるため)。

よい例	悪い例
① ○○○○ クイーンルージュ®	クイーンルージュ○○○○
② クイーンルージュ® ○○○○	○○○○クイーンルージュ®
③ クイーンルージュ® ○○○○	

※表示方法にご不明な点があれば、知的財産管理部にお問い合わせください。